

農地の権利取得の下限面積要件の特例措置の全国展開

農地法

下限面積の設定基準 農地法第3条第2項第5号

原則: 50a (北海道2ha)

例外: 知事が定める別段面積

(知事が別段面積を定め、公示した場合には、その面積が上記の面積に代わる。)

別段面積の設定基準 農地法施行規則第3条の4

自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域

10aの整数倍の面積で設定。設定単位はアール。

定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が、地域全体の農業者の概ね4割を下回らないようにすること。

旧制度

農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第二条

1. 要件

設定区域内について、

当該区域内に遊休農地が相当程度存在すること

当該区内の位置及び規模からみて、法第3条第2項第5号に規定する面積（都府県50a・北海道2ha）未満の農地を耕作の事業に供する者の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのないこと

と認めて、特区法に基づき、内閣総理大臣に申請し、その認定を受けること。

2. 措置の内容

別段面積の設定基準に関わらず、都道府県知事が、10a以上で定める任意の面積を別段面積として公示することが可能。

3. 実績

52地区(平成16年10月1日現在)

新制度

別段面積の設定基準 農地法施行規則第3条の4

原則として、現行の農地法施行規則第3条の4に規定する別段面積の設定基準を適用 【第1項】

一方で、設定区域内について、

当該区域内に遊休農地が相当程度存在する
当該区内の位置及び規模からみて、法第3条第2項第5号に規定する面積（都府県50a・北海道2ha）未満の農地を耕作の事業に供する者の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない

場合には、上記の基準に関わらず、

都道府県知事が、10a以上で定める任意の面積を別段面積として公示することが可能。【第2項】

= 国による区域設定に係る認定は不要